



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課)……7
- 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……7
- 一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……8
- 大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……10
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……10
- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………(〃)……10
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保健医療課)……16
- 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介護保険課)……17
- 大和高田市共同浴場条例を廃止する条例……………(環境衛生課)……18
- 大和高田市都市計画審議会条例の一部を改正する条例……………(都市計画課)……18
- 児童ホーム設置条例の一部を改正する条例……………(学校教育課)……18

規則

- 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則……………(広報情報課)……19
- 大和高田市訪問看護ステーション居宅介護支援事業の運営に関する規則(訪問看護ステーション)……21
- 大和高田市訪問看護ステーション居宅療養管理指導事業の運営に関する規則……………(〃)……23
- 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(クリーンセンター企画総務課)……25

告示

- 大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱……………(健康増進課)……25
- 大和高田市交通指導員臨時職員の任用等に関する要綱……………(人事課)……27
- 大和都市計画生産緑地地区の変更の縦覧……………(都市計画課)……30
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(人事課)……30
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……31
- 大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱……………(環境衛生課)……31
- 平成22年度一般会計予算等の要領の公表……………(財政課)……34
- 指定管理者の指定……………(社会福祉課)……75
- 指定管理者の指定……………(〃)……75
- 公示送達……………(税務課)……75
- ゲートボール広場整備事業費補助金の交付に関する要綱の一部を改正する告示……………(社会福祉課)……76

○し尿くみ取り手数料集金事務の委託	(環境衛生課)	77
○使用料収納事務の委託	()	77
○平成22年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(税務課)	77
○大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽業に関する許可及び行政処分等の基準等を定める要綱の一部を改正する告示	(クリーンセンター企画総務課)	78
○大和高田市一般廃棄物の取扱いに係る月払手数料の徴収に関する事務取扱要綱	()	80
○放置自転車等の移動・保管	(生活安全課)	82
○平成22年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録	(税務課)	83
○公共工事発注見通しの公表	(契約監理室)	83
○特定随意契約発注見通し及び契約締結状況の公表	()	84
○公印の廃止	(財産管理課)	84
○公印の作成	()	84
公告		
○敷枝大谷地内管渠工事(8-2)・給配水管移設工事(G08-2)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	85
○高6枝三和町地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)に関する条件付き一般競争入札公告	()	87
○高5枝春日町1丁目地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)に関する条件付き一般競争入札公告	()	89
○市枝市場地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)に関する条件付き一般競争入札公告	()	91
○高6枝旭北町地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)に関する条件付き一般競争入札公告	()	92
○西坊城地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	94
○曾大根1丁目地内交通安全施設等整備工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	96
○自動車臨時運行許可番号標の無効	(市民課)	98
○藤枝藤森地内管渠工事(24)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	99
○土庫共同浴場解体撤去工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	101
○高田保育所解体撤去工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	103
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	104
○大和高田市立学校外国人指導助手派遣業務に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	105
○平成22年度全国学力・学習状況調査の調査採点集計業務に関する条件付き一般競争入札公告	()	107
○平成22年度春期急性灰白髄炎予防接種の実施	(健康増進課)	109
教育委員会		
○大和高田市かたらい教室設置要綱の一部を改正する告示	(青少年課)	110
○教育委員会3月臨時委員会の招集	(教育総務課)	111
○教育委員会3月臨時委員会の招集	()	111
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	()	112
○使用料徴収事務の委託	()	112

選挙管理委員会

- 平成22年3月2日現在の**大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数等**……………(選挙管理委員会) ……113
- 選挙管理委員会の招集**……………(//) ……113
- 選挙権を有する者の2分の1の数**……………(//) ……113

農業委員会

- 農業委員会4月定例委員会の招集**……………(農業委員会) ……113

公営企業

- 指定給水装置工事事業者の指定**……………(水道工務課) ……114

公布された条例のあらまし

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

極めて厳しい財政状況にかんがみ、月額報酬を支給する特別職の非常勤の職員の報酬額を更に引き下げるための特例措置を設けるとともに、特別職の非常勤の職員に支給する報酬に係る併給調整措置を設けるものです。

2 改正の内容

(1) 次の非常勤特別職の月額報酬額について、現行の減額特例措置（△15%）に更に5%を上乗せした減額特例措置（△20%）を行うこととします。

支給区分		月額報酬額	現行	改正後
教育委員会	委員長	136,000 円	△15%	△20%
	委員	94,000 円		
選挙管理委員会	委員長	69,000 円		
	委員	42,000 円		
監査委員	代表監査委員	136,000 円		
	委員	53,000 円		
公平委員会	委員長	49,000 円		
	委員	36,000 円		
農業委員会	会長	63,000 円		
	委員	53,000 円		

(2) 次に掲げる報酬について併給調整措置を設け、その兼ねる職員として受けるべき報酬を支給しないこととします。

ア 常勤の特別職の職員及び一般職の職員が、非常勤の特別職の職員を兼ねたときにその兼ねる非常勤の特別職の職員として受けるべき報酬

イ 教育長に任命された教育委員会の委員が、教育委員会の委員として受けるべき報酬

ウ 議会の議員が他の非常勤の特別職の職員を兼ねたときにその兼ねる非常勤の特別職の職員（監査委員を除く。）として受けるべき報酬

3 施行期日

平成22年4月1日

◇特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

極めて厳しい財政状況にかんがみ、市長、副市長並びに教育長の給料月額及び期末手当の額を減ずるための特例措置を3年間延長するとともに、市長及び副市長に支給する旅費に係る規定を職員等の旅費に関する条例において規定するための整備を行うものです。

2 改正の内容

給与月額及び期末手当の減額特例措置を平成25年3月31日まで3年間延長します。

3 施行期日

平成22年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

人事院勧告により国家公務員の時間外勤務手当の支給割合が引き上げられたこと及び超勤代休時間が新設されたことにかんがみ、本市においても同様の措置を講ずるものです。

2 改正の内容

月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を、「100分の125」又は「100分の135」から「100分の150（午後10時から翌午前5時までの間は100分の175）」に引き上げるとともに、その支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができることとします。

3 施行期日

平成22年4月1日

◇大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

極めて厳しい財政状況にかんがみ、一般職の職員の給与の額を減ずるための特例措置を3年間延長するものです。

2 改正の内容

給与の減額特例措置を平成25年3月31日まで3年間延長します。

3 施行期日

平成22年4月1日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

幼稚園教諭に支給する特殊業務手当を新たに設けるものです。

2 改正の内容

幼稚園教諭が特別な時間に保育所又はこども園の業務に従事したときは、特殊業務手当を支給することとし、その額を月額3,900円とします。

3 施行期日

平成22年4月1日

◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別職の職員で常勤のものに支給する旅費に関する規定をこの条例で規定することとするとともに、職員及び職員以外の者に支給する旅費に関する規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる事項について、規定の整備を行います。

ア 旅費の支給に関する事項

イ 旅行命令等の発令に関する事項

ウ 旅費の請求手続に関する事項

エ 日当、宿泊料その他の旅費に関する事項

オ 日額旅費に関する事項

(2) 次に掲げる事項について、新たに規定します。

ア 用語の定義

イ 任命権者以外の機関からの依頼等により旅行した場合の旅費

ウ 旅費喪失の場合における旅費

エ 同一地域に滞在する場合の日当及び宿泊料の計算及び日当の定額を異にする場合の日当の計算並びに鉄道賃等の区分計算

オ 県内旅行に係る日当の原則不支給

カ 随行者の旅費及び新規採用に伴う事前研修等を受ける者に対する旅費の支給

3 施行期日

平成22年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 介護納付金課税額に係る課税限度額の引上げ「9万円」→「10万円」

- (2) 2割軽減措置の一律的实施
- (3) 上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例
- (4) 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る課税の特例
- (5) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算制度の創設に係る特例
- (6) 先物取引に係る雑所得に係る課税の特例
- (7) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成22年4月1日。ただし、(6)については、平成23年1月1日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

委員の選任について柔軟に対処できるよう委員定数に係る規定を改めることにより、協議会の円滑な運営を図ろうとするものです。

2 改正の内容

協議会の委員定数を16人以内とし、被保険者を代表する者、保健、医療、又は福祉の関係機関等を代表する者、学識経験を有する者又は公益を代表する者から市長が委嘱することとします。

3 施行期日

平成22年4月1日

◇大和高田市共同浴場条例を廃止する条例

1 改正の理由

共同浴場を廃止するため、この条例を制定するものです。

2 改正の内容

- (1) 市内に3館ある共同浴場をすべて廃止します。
- (2) 共同浴場の廃止に伴い改正する必要がある次の条例の一部改正を、この条例の附則において行います。
 - ・大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)
 - ・大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)

3 施行期日

平成22年4月1日

◇大和高田市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

委員の選任について柔軟に対処できるよう委員定数に係る規定を改めることにより、審議会の円滑な運営を図ろうとするものです。

2 改正の内容

審議会の委員定数を13人以内とし、市議会の議員、学識経験者及び関係各種団体のうちから市長が委嘱することとします。

3 施行期日

平成22年4月1日

◇児童ホーム設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

子どもの情緒の安定と事故防止を図る観点から、入所する児童が多くなった児童ホームの分割を行うものです。

2 改正の内容

高田児童ホームを高田第1児童ホームと高田第2児童ホームに、磐園児童ホームを磐園第1児童ホームと磐園第2児童ホームに、陵西児童ホームを陵西第1児童ホームと陵西第2児童ホームに分割します。

3 施行期日

平成22年4月1日

条例

条例第1号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。(重複報酬の禁止)

第4条 常勤の特別職の職員及び一般職の職員が非常勤の特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

2 教育長に任命された教育委員会の委員に対しては、教育委員会の委員として受けるべき報酬は、支給しない。

3 議会の議員が他の非常勤の特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。ただし、監査委員を兼ねるときは、この限りでない。

附則第3項中「平成19年度」を「平成22年度」に改め、「選挙管理委員会補充員」を削り、「農業委員会委員」を「及び農業委員会委員の報酬額は、同表に規定する額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とし、選挙管理委員会補充員」に改め、「固定資産評価審査委員会の委員」の次に「選奨審査委員会の委員」を加える。

別表第1中

「

期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	を
--------------	-----------	---

」

「

期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	に、
選奨審査委員会の委員	日額 6,000円	

」

「

人権啓発推進協議会の委員	日額 12,000円	を
--------------	------------	---

」

「

人権啓発推進協議会の委員	日額 12,000円	に改める。
民生委員推薦会の委員	年額 6,000円	

」

別表第2中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第2号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び大和高田市教育委員会ゝ教育長ゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例

第1条中「(以下「特別職の常勤の職員」という。)」及び「及び旅費」を削る。

第2条中「特別職の常勤の職員」を「特別職の常勤の職員」に改める。

第8条の2及び第8条の3を削る。

附則第3項中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附則第6項の前の見出し並びに同項及び第7項を削る。

附則第8項に見出しとして「(期末手当の特例)」を付し、同項中「平成21年度」を「平成24年度」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第9項を削る。

別表中「及び第8条の2」を削り、

「

区分	給料月額	旅費の額		
		車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
市長	980,000円	37円	2,800円	14,000円
副市長	810,000円	37円	2,600円	13,000円

を

」

「

区分	給料月額
市長	980,000円
副市長	810,000円

に改める。

」

(大和高田市教育委員会ゝ教育長ゝ給与等に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市教育委員会ゝ教育長ゝ給与等に関する条例(昭和55年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則第5項の前の見出し並びに同項及び第6項を削る。

附則第7項に見出しとして「(期末手当の特例)」を付し、同項中「平成21年度」を「平成24年度」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第8項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第3号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第9条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加え、「第13条の」を「第13条に」に改める。

第10条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する市長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第1項及び第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)第10条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、市長が規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「(休日)」を「(第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第15条第3項中「(昭和32年条例第63号)」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第4号

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第22条の3を第22条の4とし、第22条の2の次に次の1条を加える。

第22条の3 前条に規定するもののほか、幼稚園教諭が特別な時間に保育所又はこども園の業務に従事したときは、特殊業務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき3,900円とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第6号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（用語の定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に定める職員をいう。

（2） 任命権者 市長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会及び公平委員会その他法令又は条例に基づき、任命権を有するものをいう。

（3） 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 人事交流等により新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

第2条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第2項中「旅費」を「旅費」に改め、同項第1号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に、「場合には当該職員」を「場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

第2条第3項中「前項第1号」の次に「の規定」を、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「場合は、同項」を「場合には、前項」に、「支給しない」を「支給しない」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所要の払戻し手続を取ったにもかかわらず払戻しを受けることができなかった額は、旅費として支給することができる。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

第2条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故等により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額のうち、次に掲げる額を旅費として支給する。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以降の旅行を完了するため、この条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する額)を差し引いた額

第3条の見出しを「(旅行命令等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第3条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第3条第2項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、「場合」の次に「で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合」を加え、「出張命令」を「旅行命令等」に改め、同条第3項中「出張

命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令を取消し、又は」を「旅行命令等を」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合には、」を加え、「第4条」を「次条第1項若しくは第2項」に、「出張者」を「旅行者」に、「これを」を「これを」に改め、同条に次の2項を加える。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更しようとするときは、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

第4条の見出しを「（旅行命令等に従わない旅行）」に改め、同条第1項中「出張者は公務上」を「旅行者は、公務上」に、「出張命令に従って出張」を「旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行」に、「出張命令権者に出張命令」を「旅行命令権者に旅行命令等」に改め、同条第2項中「出張者は前項の規定による出張命令」を「旅行者は、前項の規定による旅行命令等」に、「出張命令に従わないで出張した後速やかに出張命令」を「旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等」に改め、同条第3項中「出張者が前2項」を「旅行者が、前2項」に、「出張命令の変更の申請をせず、又は申請」を「旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請」に、「出張命令に従わないで出張」を「旅行命令等に従わないで旅行」に、「出張者は、出張命令に従った限度の出張」を「旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行」に改める。

第5条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「する者」を「するもの」に、「書類を添えて」を「添付書類を添えて会計管理者に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

第5条第2項前段中「出張者は、当該出張を完了した後所定の期間内に当該出張」を「旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に当該旅行」に改め、同項後段中「所定の期間内に」を「旅行者はただちに」に改め、同条第3項中「支出又は」を「支出し、又は」に、「出張者」を「旅行者」に、「対し」を「対して」に、「旅費の額」を「旅費額」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の請求書及び必要な添付書類は、市長が定める。

第6条の見出し中「普通旅費」を「旅費」に改め、同条第1項中「普通旅費」を「旅費」に、「鉄道賃（軌道及びバスを含む。以下同じ。）」を「鉄道賃」に、「及び宿泊料」を「宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」に改め、同条第2項及び第3項中「出張」を「旅行」に、「路程」を「路程」に、「運賃」を「運賃等」に改め、同条第4項及び第5項中「出張」を「旅行」に、「路程」を「路程」に改め、同条第6項及び第7項中「出張」を「旅行」に改め、同条に次の2項を加える。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、職員の職務の級に応じて支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

第6条の2を削る。

第7条中「出張」を「旅行」に改める。

第8条の見出し中「出張」を「旅行」に改め、同条第1項本文中「出張日数」を「旅行日数」に、「出張」を「旅行」に改め、同項ただし書中「天災」を「公務上の必要又は天災」に、「鉄道出張」を「鉄道旅行」に、「水路出張」を「水路旅行」に、「陸上の出張」を「陸路旅行」に改め、同条第3項中「出張」を「旅行」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（同一地域に滞在する場合の計算）

第8条の2 旅行者が同一地域（市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区

の存する全地域をいう。)以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数10日を超え30日までは、その超える日数につき定額の1割、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれ定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中、一時他の地域に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(日当の定額を異にする場合の計算)

第8条の3 1日の旅行において、日当について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

(区分計算)

第8条の4 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃、又は車賃(扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以降の分に区分して計算する。

第9条第1項中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「出張については、前号に規定する」を「旅行の場合には、前号の」に改め、同項第3号中「教育長及び別表中医療職給料表(1)の適用を受ける4級の職員」を「及び病院長」に、「よる出張については、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金」を「より旅行する場合には、前2号に掲げるもの」に改め、同項第4号中「出張の場合は、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金」を「旅行の場合には、前3号に掲げるもの」に改め、同条第2項及び第3項中「に規定する」を「の」に、「出張」を「旅行」に改める。

第10条第1項本文中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に、「さん橋」を「棧橋」に改め、同項ただし書中「特別船室料金については、市長が予算上必要と認めるときは、」を「市長が予算上必要と認めるときは、特別船室料金を」に改め、同項第1号中「出張」を「旅行」に、「中級の運賃」を「中級の運賃。ただし、特別職の職員等については、上級の運賃」に改め、同項第2号中「出張」を「旅行」に、「市長、副市長及び教育長が出張する場合は」を「特別職の職員等については」に改め、同項第3号中「出張」を「旅行」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

第10条第1項に次の2号を加える。

(5) 特別職の職員等が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路により旅行する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に掲げるもののほか、座席指定料金

第10条第2項中「及び」を「又は」に、「出張」を「旅行」に「上級の運賃とする」を「最上級の運賃による」に改める。

第10条の2第2項中「出張」を「旅行」に、「支給する」を「、支給する」に改める。

第11条第1項本文中「別表による」を「1キロメートルにつき37円とする」に改め、同項ただし書中「実費額による」を「実費額とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の4の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

第11条に次の2項を加える。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行するのが通常の

経路である場合には、その実費額を支給する。

第12条第1項中「別表」を「別表の定額」に改め、同条第2項中「出張」を「旅行」に、「額による」を「額とする」に改め、同条第3項中「出張」を「旅行」に、「前項」を「、前項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、奈良県内に旅行する場合は、日当を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。

第13条中「宿泊料は、別表」を「宿泊料の額は、別表の定額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第13条の2ただし書中「、5万円」を「5万円」に改める。

第13条の3及び第14条を次のように改める。

(扶養親族移転料)

第13条の3 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い次に掲げる額の合計額とする。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額(6歳未満の者を2人以上随伴するときは、1人を超える者ごとにその移転の際における職員の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算した額)

2 前項の規定は、赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合に準用する。

3 第1項の規定により扶養親族移転料を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、当該子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前3項の規定を適用する。

(日額旅費)

第14条 第6条第1項に掲げる旅費に代えて日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

(1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時旅行を必要とする職員の旅行

2 前項の日額旅費の額は、市長が別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第15条中「職員が出張地」を「職員の旅行地」に、「前職」を「前職務」に改める。

第16条中「前職」を「前職務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第1条の2第6号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第17条第1項中「職員が公用の交通機関、宿泊施設等」を「旅行者が公用車」に、「出張」を「旅行」に、「、通常」を「通常」に、「ときは」を「場合においては」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「出張することが、当該出張」を「旅行することが当該旅行」に、「当該出張」を「当該旅行」に、「市長に」を「市長と」に改める。

第18条中「職員」を「、職員」に、「前職」を「前職務」に改める。

第19条の見出し中「在勤地内出張」を「市内旅行」に改め、同条本文中「在勤地内における出張」を「市内における旅行」に改め、同条ただし書中「5キロメートル以上の出張」を「2キロメー

ル以上の旅行」に改める。

第20条を次のように改める。

（外国旅行の旅費）

第20条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、任命権者が定める額を支給する。

第20条の2を削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（随行者の旅費）

第21条 特別職の職員等、教育長、水道事業管理者又は市議会議員若しくは地方自治法第180条の5に規定する委員会及び委員の随行を命ぜられた職員に対する旅費（日当を除く。）については、これらの者の旅費額に相当する額を支給する。

（職員以外の者の旅費）

第22条 職員以外の者が、旅行命令権者の依頼又は要求に応じ、新規採用に伴う事前研修等に出席するため、又は講師、通訳等として公務の遂行を補助するため、一時その住所又は居所を離れて旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び旅費額は、その採用すべき職務の級又はその職務の内容を勘案し、その都度、任命権者が定める。ただし、その額は、この条例で定める基準を超えることができない。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第12条及び第13条関係）

（単位 円）

区分	職別		日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
1	市長		2,800	14,000
2	副市長		2,600	13,000
3	医療職給料表（1）	5級 4級	2,000	11,000
4	行政職給料表	7級 6級 5級	2,000	11,000
	教育職給料表（1）	4級 3級		
	教育職給料表（2）	4級 3級 2級（園長）		
	医療職給料表（1）	3級		
	医療職給料表（2）	7級 6級		
	医療職給料表（3）	6級 5級		
5	行政職給料表	4級	1,900	11,000
	教育職給料表（1）	2級97号以上及び指導主事		
	教育職給料表（2）	2級109号以上及び指導主事		
	医療職給料表（1）	2級 1級		
	医療職給料表（2）	5級		
	医療職給料表（3）	4級		
6	行政職給料表	3級 2級	1,800	11,000
	教育職給料表（1）	2級96号以下		
	教育職給料表（2）	2級108号以下		

	医療職給料表（2）	4級 3級 2級		
	医療職給料表（3）	3級 2級		
7	前各項に掲げる以外の職員及び臨時職員		1,600	11,000

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第7号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

第13条第1項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条」に改める。

第21条第1項中「9万円」を「10万円」に改め、同条第2項を削る。

附則第2項中「第21条第1項」を「第21条」に改める。

附則第3項を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附則第4項から第6項までを削る。

附則第7項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第8項中「金額」と、「」の次に「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第9項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第10項の見出しを削り、同項中「附則第35条の2の6第7項の規定の適用を受ける」を「附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける」に、「前項」を「附則第6項」に、「附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある」を「附則第35条の2の6第11項の規定の適用がある」に改め、同項を附則第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第11項中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に、「第9項」を「第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第12項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第13項を附則第11項とする。

附則第14項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第12項とする。

附則に次の2項を加える。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第12項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。）は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例第2条第4項及び第21条の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第8号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市 長 吉 田 誠 克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「の委員の定数は、次に定めるところによる」を「は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」に改め、同項第1号中「委員4人」を「者」に改め、同項第2号中「保健・医療・福祉」を「保健、医療又は福祉の関係機関等」に、「委員6人」を「者」に改め、同項第3号中「者」を削り、「代表する委員2人」を「有する者」に改め、同項第4号中「委員4人」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第9号

大和高田市共同浴場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市共同浴場条例を廃止する条例

大和高田市共同浴場条例(昭和39年条例第58号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(大和高田市水道事業給水条例の一部改正)
- 2 大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)の一部を次のように改正する。
第13条の2中「第4条」を「第5条」に改める。
第29条の表備考中「及び大和高田市共同浴場条例(昭和39年条例第58号)による共同浴場」を削る。
(大和高田市下水道条例の一部改正)
- 3 大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第25条第3項の表中「(共同浴場を含む。)」を削る。

条例第10号

大和高田市都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

大和高田市都市計画審議会条例(昭和44年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学識経験のある者及び議会の議員につき、」を「市議会の議員、学識経験者及び関係各種団体のうちから」に改め、同条第3項中「15人以内」を「13人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第11号

児童ホーム設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

児童ホーム設置条例の一部を改正する条例

児童ホーム設置条例(平成13年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

高田児童ホーム	大和高田市大東町303番地
---------	---------------

を

」

「

高田第1児童ホーム	大和高田市大東町303番地
-----------	---------------

高田第2児童ホーム	大和高田市大東町303番地
-----------	---------------

に、

」

「

磐園児童ホーム	大和高田市大字有井1番地
---------	--------------

陵西児童ホーム	大和高田市大字池田3番地
---------	--------------

を

」

「

磐園第1児童ホーム	大和高田市大字有井1番地
-----------	--------------

磐園第2児童ホーム	大和高田市大字有井19番地
-----------	---------------

陵西第1児童ホーム	大和高田市大字池田3番地
-----------	--------------

陵西第2児童ホーム	大和高田市大字池田3番地
-----------	--------------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

規 則

規則第1号

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則を次のように定める。

平成22年3月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則

大和高田市消費生活相談員設置に関する規則(昭和51年規則第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第2項の規定により、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
大和高田市消費生活センター	大和高田市大東100番地の1(大和高田市役所内)

(業務)

第3条 大和高田市消費生活センター(以下「センター」という。)において行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者(消費者安全法第2条第2項に規定する事業者をいう。以下次号において同じ。)に対する市民からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 事業者に対する市民からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務を行うこと。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(休日)

第5条 センターの休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日、水曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(相談者等)

第6条 消費者として、苦情の処理等の相談(以下「相談」という。)を申し出ることができる者(以下「相談者」という。)は、市内に住所を有する者とする。

2 相談者は、直接の来訪又は電話若しくは文書により相談を申し出るものとする。

3 相談の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般相談 商品とサービス全般に関すること。
- (2) 苦情相談 商品の購入時又は使用時に生じた苦情に関すること。
- (3) 買物相談 商品の選択、購入方法等に関すること。

(組織)

第7条 センターに所長、消費生活相談員その他の職員を置く。

2 所長は、企画政策部広報情報課長をもって充てる。

(消費生活相談員)

第8条 消費生活相談員(以下「相談員」という。)は、消費生活に関し、専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 相談員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する嘱託員とし、定数は4人以内とする。

3 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談員は、第3条各号に掲げる業務を行うものとする。

5 相談員の勤務日及び勤務時間は、それぞれセンターの開所日及び利用時間とする。ただし、勤務日の割振りについては、所長が別に定める。

6 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 相談員の報酬は、月額134,000円を限度として、前条第5項ただし書の規定により割り振られた相談員の勤務日数を勘案して所長が定める。

2 月の途中で任用され、又は退職した場合におけるその月の相談員の報酬は、前項に規定する額を日割りで算定した額とする。

3 市長は、相談員が通勤のため交通機関等を利用し、又は自転車等の交通用具を使用したときは、費用弁償として通勤費相当分を支給する。

4 相談員の報酬の支給並びに費用弁償の額及びその支給方法は、大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)に定めるところによる。

(公務災害補償)

第10条 相談員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)の定めるところによる。

(相談の処理)

第11条 相談員は、相談者からの相談を受けたときは、当該相談の内容を全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に入力して処理するものとする。

2 相談員は、相談の処理状況を市長に報告しなければならない。

(関係行政機関等への処理依頼等)

第12条 前条の規定による相談の処理において、法令違反その他問題のある事案が発覚したときは、

相談員は、関係行政機関等に処理依頼又は連絡するよう努めるものとする。

(庶務)

第13条 センターに関する庶務は、企画政策部広報情報課において処理する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に大和高田市消費生活相談員設置に関する規則(昭和51年規則第1号)第3条の規定により相談員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に委嘱されたものとみなす。

規則第2号

大和高田市訪問看護ステーション居宅介護支援事業の運営に関する規則を次のように定める。

平成22年3月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市訪問看護ステーション居宅介護支援事業の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第18条の規定に基づき、大和高田市が設置する大和高田市訪問看護ステーションが行う介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称及び位置)

第2条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町1番地

(事業の目的)

第3条 事業は、要介護状態又は要支援状態にあつて介護支援が必要な高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第4条 事業に従事する職員は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、生活全般にわたる介護支援のサービスの提供に努めるとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療及び福祉のサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業を提供するとともに、奈良県、関係市町村、地域包括支援センター及び介護保険施設並びに居宅介護支援事業者その他地域の保健、医療及び福祉のサービスを提供する事業者(以下「関係機関等」という。)との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する職員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者(介護支援専門員の資格を有する職員) 1人

(2) 介護支援専門員 4人

(3) 事務職員 1人

2 前項第2号及び第3号に掲げる職員は、臨時職員とすることができる。

3 職員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者は、上司の命を受けて、事業の管理運営を統括し、所属職員を指揮監督するとともに、事業に関する業務を処理する。
- (2) 介護支援専門員は、上司の命を受けて、居宅サービス計画の作成等事業に関する業務を処理する。
- (3) 事務職員は、事業の運営に関し必要な事務を処理する。

(実施日及び実施時間)

第6条 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(事業の内容等)

第7条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族からの日常生活全般に関する相談及び支援
- (2) 利用者及びその家族の要望等を勘案した居宅サービス計画の策定
- (3) 利用者の居宅を訪問すること及び指定居宅サービス事業者等と連絡することによる居宅サービス計画の実施状況の把握及び再評価
- (4) 要介護認定の申請に係る援助
- (5) 前各号に掲げるもののほか、居宅介護支援の総合的かつ効率的なサービス提供のための便宜の提供

(緊急時の対応)

第8条 職員は、事業の実施中又は事業の提供により利用者の病状の急変その他緊急の事態が発生した場合は、直ちに主治医及び上司に連絡し、その指示に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係機関、利用者の家族に報告しなければならない。

(通常の実施区域)

第9条 通常の実施の実施地域は、大和高田市の区域とする。ただし、管理者が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

(事業の提供が困難な場合の対応)

第10条 職員は、利用者の病状、前条の実施区域等を勘案し、適切な事業を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

(利用料等)

第11条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

2 事業の提供に要した交通費(有料駐車場を利用した場合の駐車料金を含む。)については、別に定めるところにより、その実費相当額を徴収する。ただし、第9条の通常の実施区域において、事業を実施した場合に限り、交通費(有料駐車場を利用した場合の駐車料金を除く。)は徴収しない。

3 第1項の利用料及び前項の交通費の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に記名押印を受けなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業の実施に関する苦情が生じた場合に迅速かつ適切に対応するため、事業所に受付窓口

を設置する。

2 事業の実施に関する苦情に対する措置の概要については、事業所内での掲示その他市長が必要と認める方法により、利用者又はその家族に周知するものとする。

(職員研修)

第13条 管理者は、所属職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(秘密の保持)

第14条 職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、居宅介護支援事業所の運営規程(平成12年2月23日市長決裁)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

規則第3号

大和高田市訪問看護ステーション居宅療養管理指導事業の運営に関する規則を次のように定める。

平成22年3月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市訪問看護ステーション居宅療養管理指導事業の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第90条の規定に基づき、大和高田市が設置する大和高田市訪問看護ステーションが行う介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第6項に規定する居宅療養管理指導の事業(以下「事業」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称及び位置)

第2条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町1番地

(事業の目的)

第3条 事業は、要介護状態又は要支援状態にあって居宅療養介護が必要な高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第4条 事業に従事する職員は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者の居宅を訪問し、利用者又はその家族に対する療養上の相談、指導、支援等を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業を提供するとともに、奈良県、関係市町村及び地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者その他地域の保健、医療及び福祉のサービスを提供する事業者(以下「関係機関等」という。)との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者(保健師又は看護師の資格を有する職員) 1人
- (2) 看護職員(保健師、看護師又は准看護師の資格を有する職員) 4人以内
- (3) 事務職員 1人

2 前項第2号及び第3号に掲げる職員は、臨時職員とすることができる。

3 職員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者は、上司の命を受けて、事業の管理運営を統括し、所属職員を指揮監督するとともに、事業に関する業務を処理する。
- (2) 看護職員は、上司の命を受けて、事業に関する業務を処理する。
- (3) 事務職員は、事業の運営に関し必要な事務を処理する。

(実施日及び実施時間)

第6条 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(事業の内容等)

第7条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族からの介護全般に関する相談及び支援
- (2) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員等への居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供
- (3) 利用者又はその家族に対する居宅サービス利用上の留意事項、介護方法の指導及び助言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、主治医の指示による療養生活の質の向上のための指導及び助言

2 前項第2号の情報提供を行う場合は、利用者の同意を得て行わなければならない。

(緊急時の対応)

第8条 職員は、事業の実施中に利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じた場合は、直ちに主治医及び上司に連絡し、その指示に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係機関、利用者の家族に報告しなければならない。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大和高田市の区域とする。ただし、管理者が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

(事業の提供が困難な場合の対応)

第10条 職員は、利用者の病状、前条の実施区域等を勘案し、適切な事業を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

(利用料等)

第11条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、当該算定した額の1割の額とする。

2 事業の提供に要した交通費(有料駐車場を利用した場合の駐車料金を含む。)については、別に定めるところにより、その実費相当額を徴収する。ただし、第9条の通常の事業の実施区域において、事業を実施した場合に限り、交通費(有料駐車場を利用した場合の駐車料金を除く。)は徴収しない。

3 第1項の利用料及び前項の交通費の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に記名押印を受けなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業の実施に関する苦情が生じた場合に迅速かつ適切に対応するため、事業所に受付窓口を設置する。

2 事業の実施に関する苦情に対する措置の概要については、事業所内での掲示その他市長が必要と認める方法により、利用者又はその家族に周知するものとする。

(職員研修)

第13条 管理者は、所属職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(秘密の保持)

第14条 職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第7号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則(平成11年規則第49号)
の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第1項第4号ただし書の規定により手数料を月払で徴収する場合は、この限りでない。

第9条第1項ただし書を削る。

第14条中「法第7条第1項」の次に「及び法第7条の2第2項」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第1号から第3号までを削り、同条第4号を同条第1号とし、同条第5号を同条第2号とし、同条第6号を同条第3号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

告示第8号

大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱を次のように定める。

平成22年2月9日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの予防接種(以下「予防接種」という。)に要する費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、予防接種を受ける日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者であって、国が定めた接種対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、既に予防接種の標準的な接種回数に達している者は除く。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者世帯に属する者

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が非課税である世帯に属する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予防接種に要した費用に応じ、1回目が3,600円、2回目が2,550円(1回目と異なる医療機関で接種した場合は、3,600円)の範囲内の額とする。

(助成申請)

第4条 助成対象者又はその保護者は、別に定める新型インフルエンザ予防接種自己負担金全額免除証申請書に必要な事項を記入し、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、助成することが適当と認めるときは別に定める新型インフルエンザ予防接種自己負担金全額免除証(以下「免除証」という。)を、助成することが不適当と認めるときは別に定める新型インフルエンザ予防接種自己負担金全額免除証申請却下通知書を交付するものとする。

(免除証の交付による助成)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、市と予防接種の助成費用に係る代理受領についての委託契約を締結した医療機関(国と予防接種に係る業務についての委託契約を締結したものに限る。以下「代理受領取扱医療機関」という。)において、免除証を提出し、予防接種を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成決定者が代理受領取扱医療機関で予防接種を受けた場合は、当該代理受領取扱医療機関に助成金を支払うものとする。

(助成金の請求)

第7条 代理受領取扱医療機関は、予防接種を行ったときは、別に定める新型インフルエンザ予防接種料金請求書に被接種者が提出した免除証及び予診票の写しを添付し、毎月分を取りまとめて翌月の10日までに助成金を市長に請求するものとする。

(代理受領取扱医療機関以外の医療機関で接種した場合等の助成)

第8条 市長は、助成対象者が緊急その他やむを得ない事由により代理受領取扱医療機関以外の医療機関で予防接種を受け、又は第4条の規定による助成申請を行う前に予防接種を受けた場合であって、既に予防接種に係る費用を支払っている場合は、当該助成対象者に助成金を交付することができる。

2 助成対象者又はその保護者は、前項の規定により助成を受けようとするときは、別に定める新型インフルエンザ予防接種費用請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 予防接種に係る費用を支払ったことを証する領収証

(2) 自動車運転免許証、健康保険証等被接種者本人であることを確認できる書類(第2条第1号に該当する者は保護受給証明書)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、当該請求者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、助成対象者又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、当該助成金を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、直ちに当該助成金を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

告示第15号

大和高田市交通指導員臨時職員の任用等に関する要綱を次のように定める。

平成22年3月10日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市交通指導員臨時職員の任用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、交通指導員臨時職員の任用、支給、勤務時間その他の勤務条件に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「交通指導員臨時職員」とは、次の各号のいずれかの法律の規定に基づき、市長が臨時的に任用する者をいう。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項

(任用)

第3条 交通指導員臨時職員は、大和高田市交通指導員設置要綱(平成5年告示第9号)第3条に定める任務の遂行に必要な能力を有する者でなければならない。

2 生活安全課長は、人事課長と協議の上、任用の要否及び交通指導員臨時職員の勤務条件について、任用予定日の10日前までに市長の承認を得なければならない。

3 任用の方法は、選考によるものとし、学歴、経験又は技能及び職務遂行能力の有無を考慮し、生活安全課長が行う。この場合において、必要に応じて筆記試験、面接試験、実技試験その他の方法を用いることができる。

4 生活安全課長は、前項の選考により任用する者がいたときは、人事課長との協議の上、交通指導員臨時職員任用書(様式第1号)により市長の承認を得なければならない。

5 市長は、前項の承認をしたときは、交通指導員臨時職員任用通知書(様式第2号)を当該交通指導員臨時職員に交付するものとする。

6 前項の交通安全指導員臨時職員任用通知書には、当該任用が臨時的任用であり、かつ、正式任用に対していかなる優先権もないものであることを明示しなければならない。

(任用期間)

第4条 交通指導員臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間とし、更新しないものとする。ただし、市長は、業務の特殊性その他特別な事情により特に必要があると認める場合には、その任用を6月を超えない期間で更新することができるが、再度の更新をすることはできない。

2 前項の交通指導員臨時職員の任用期間が満了した日以後1日以上を経過した場合、市長は、交通

指導員臨時職員経験者を前項の規定により任用することができる。ただし、当該経験者が初めて交通指導員臨時職員として任用された日から起算して3年を超える場合は、本文に規定する任用をすることはできない。

3 任用期間が満了した日以後1年を経過した交通指導員臨時職員経験者については、前項ただし書の規定は適用しない。

4 第1項ただし書に規定する任用期間の更新をする場合は、前条第4項及び第5項の規定により行わなければならない。この場合において、生活安全課長は、当該交通指導員臨時職員の勤務状況に関する文書を交通指導員臨時職員任用書に添付しなければならない。

(任用期間の特例)

第5条 前条第2項ただし書の規定にかかわらず、市長は、人材の需給状況等により人員の確保が困難な場合に限り、任用を開始した日から起算して3年を超えた交通指導員臨時職員経験者を任用することができる。ただし、当該経験者が初めて交通指導員臨時職員として任用された日から起算して5年を超える任用をすることはできない。

(任用における年齢制限)

第6条 市長は、満60歳を超える者を交通指導員臨時職員として任用することはできない。

2 市長は、任用期間中に満60歳に達した者についても、第4条第1項ただし書に規定する任用の更新をすることはできない。

(支給)

第7条 交通指導員臨時職員の賃金は、月額149,800円とする。

2 任用する交通指導員臨時職員が同種の職種に従事した経験等により、前項の額によりがたい場合は、生活安全課長が人事課長と協議して定めることができる。

3 交通指導員臨時職員の時間外勤務手当は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の規定によるものとする。

4 交通指導員臨時職員の期末手当、通勤手当及び欠勤した場合の支給額の減額については、大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号。以下「市臨時職員要綱」という。)の規定によるものとする。

(市臨時職員要綱の準用)

第8条 交通指導員臨時職員の退職、勤務時間、休日、有休休暇、無給休暇、服務、公務災害補償及び社会保険は、市臨時職員要綱の規定を準用する。この場合において、「臨時職員」は「交通指導員臨時職員」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に任用されている交通指導員臨時職員は、この告示により任用された交通指導員臨時職員とみなす。

様式第1号(第3条関係)

交通指導員臨時職員任用書

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日生
現住所	(〒 -)		

	電話 ()		
資格免許		最終 学校名	卒業・在学
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車・単車 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 交通機関(電車・バス)		
職種			
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
賃金	月額 円		
通勤手当	支給・不支給	社会保険 等の加入	社会保険 (有・無)
			雇用保険 (有・無)
勤務時間			
業務内容			
任用理由			

様式第2号(第3条関係)

交通指導員臨時職員任用通知書

氏名	
職種	
勤務場所	
賃金	月額 円
通勤手当	支給・不支給
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで

賃金の支給日		
社会保険等の加入	社会保険(有・無)	雇用保険(有・無)
休日		
勤務時間		
休暇		
業務内容		
その他の条件		
上記のとおり任用します。 年 月 日 <div style="text-align: center;">大和高田市長 印</div>		

※ この任用は、臨時的な任用であり、かつ、正式な任用に対していかなる優先権もありません。

告示第16号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年3月10日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

告示第17号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月10日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等

に関する要綱の一部を改正する告示

(大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

保育士	—	7,200円	900円	を
-----	---	--------	------	---

」

「

保育士	—	7,840円	980円	に改める。
-----	---	--------	------	-------

」

別表第2中「1.10」を「1.00」に、「1.25」を「1.20」に改める。

(大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1.10」を「1.00」に、「1.25」を「1.20」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

告示第18号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成22年3月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成21年12月1日、同月3日、同月7日、同月9日、同月15日、同月17日、同月21日

告示第19号

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に太陽光発電システム(以下「発電システム」という。)を設置する者に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「発電システム」とは、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 太陽電池を用いて太陽の光を電力に変換する仕組みであって、住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- (2) 太陽電池の最大出力(発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。)の合計値が、10kW未満であるもの
- (3) 未使用であるもの
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱(平成20・10・31財資第1号)に基づき、太陽光発電普及拡大センターから交付される住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「国補助金」という。)の交付を受けて、自ら居住する住宅に発電システムを導入した者
- (2) 市税を滞納していない者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1件当たり10万円とする。

2 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国補助金の交付額確定通知のあった日の属する年度内に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金の補助金交付額確定通知書の写し
- (2) 市税の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えるとときは、申請の受付を停止するものとする。

(手続の代行)

第6条 申請者は、補助金の交付の申請等の手続について、委任状をもって第三者にこれを代行させることができる。

2 前項の手続を代行する者は、委任された手続を誠意をもって実施しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、申請書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該通知のあった年度の3月31日のいずれか早い日(その日が大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第3号)により、市長に対し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が不正の手段により補助金を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 大和高田市

氏名 印

電話

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所 大和高田市

2 太陽電池の最大出力値 kW

3 設置完了日 年 月 日

4 添付書類

(1) 国補助金の補助金交付額確定通知書の写し

(2) 市税の納税証明書

(3) その他 ()

様式第2号(第7条関係)

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のありました住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

様式第3号(第8条関係)

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 大和高田市

氏名 印

電話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名			預金種目	口座番号					
銀行 農協 信金	本店 支店 出張所		普通 当座 その他（ ）						
	店番		フリガナ						
			口座名義人						

告示第20号

平成22年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成22年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成22年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成22年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成22年度大和高田市老人保健医療事業特別会計予算
- 6 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計予算
- 7 平成22年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 8 平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 9 平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 10 平成22年度大和高田市水道事業会計予算
- 11 平成22年度大和高田市立病院事業会計予算
- 12 平成21年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）
- 13 平成21年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 平成21年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 15 平成21年度大和高田市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 平成21年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 平成21年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 18 平成21年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 平成21年度大和高田市立病院事業会計補正予算（第4号）

平成22年度大和高田市一般会計予算

平成22年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,750,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		6,722,000
	1 市民税	3,179,000
	2 固定資産税	2,741,000
	3 軽自動車税	99,000
	4 たばこ税	283,000
	5 都市計画税	420,000
2 地方譲与税		125,000
	1 地方揮発油譲与税	35,000
	2 自動車重量譲与税	90,000
3 利子割交付金		30,000
	1 利子割交付金	30,000
4 配当割交付金		20,000
	1 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6 地方消費税交付金		450,000
	1 地方消費税交付金	450,000
7 自動車取得税交付金		36,000
	1 自動車取得税交付金	36,000
8 地方特例交付金		70,000
	1 地方特例交付金	70,000
9 地方交付税		6,470,000
	1 地方交付税	6,470,000
10 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 分担金及び負担金		272,889
	1 分担金	3,500
	2 負担金	269,389
12 使用料及び手数料		638,868
	1 使用料	345,285
	2 手数料	293,583
13 国庫支出金		3,847,383
	1 国庫負担金	3,579,708
	2 国庫補助金	212,832
	3 国庫委託金	54,843
14 県支出金		1,195,374
	1 県負担金	726,799
	2 県補助金	339,324
	3 県委託金	129,251
15 財産収入		10,960
	1 財産運用収入	8,960
	2 財産売却収入	2,000
16 寄附金		1
	1 寄附金	1
17 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
18 諸収入		220,024
	1 延滞金加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	800
	3 貸付金元利収入	10,722

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑入	203,502
19 市債		1,623,500
	1 市債	1,623,500
歳 入 合 計		21,750,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		226,293
	1 議会費	226,293
2 総務費		2,147,484
	1 総務管理費	1,604,338
	2 徴税費	306,593
	3 戸籍住民基本台帳費	106,082
	4 選挙費	55,043
	5 統計調査費	48,140
	6 監査委員費	27,288
3 民生費		9,227,522
	1 社会福祉費	3,345,295
	2 児童福祉費	3,215,603
	3 生活保護費	2,666,320
	4 災害救助費	304
4 衛生費		2,427,279
	1 保健衛生費	812,769
	2 清掃費	1,614,510
5 労働費		23,679
	1 労働諸費	23,679
6 農林水産業費		153,678
	1 農業費	153,678
7 商工費		114,219
	1 商工費	114,219
8 土木費		1,349,633
	1 土木管理費	116,348

(単位：千円)

款	項	金額		
	2 道路橋りょう費	60,014		
	3 都市計画費	1,017,459		
	4 住宅費	155,812		
9 消防費		845,010		
	1 消防費	845,010		
10 教育費		1,908,251		
	1 教育総務費	287,961		
	2 小学校費	264,403		
	3 中学校費	120,169		
	4 高等学校費	343,855		
	5 幼稚園費	245,766		
	6 社会教育費	388,339		
	7 保健体育費	257,758		
11 災害復旧費		4		
	1 公共土木施設災害復旧費	4		
12 公債費		3,306,948		
	1 公債費	3,306,948		
13 予備費		20,000		
	1 予備費	20,000		
歳	出	合	計	21,750,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成22年度以降 事業満了まで	借入金10,000,000千円 とこれに対する利子の 合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する本郷大中線街路事業用地取得事業(平成22年度分)	平成22年度以降 事業満了まで	大和高田市土地開発公社が平成22年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
国税データ連携に伴う電算機器借上料	平成27年11月 まで	13,744千円
仮称、土庫認定こども園新築に係る本体工事及び設計監理料	平成23年度末ま で	251,100千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地開発公社 用地取得事業	千円 202,500	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその 債権者と協定するものによ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期間を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。
借換債 (総合福祉会館)	324,200	〃	〃	〃
保育所耐震補強事業	7,500	〃	〃	〃
仮称、土庫認定 こども園新築事業	14,900	〃	〃	〃
清掃運搬施設等 整備事業	14,100	〃	〃	〃
耕地事業	12,100	〃	〃	〃
JR高田駅バリア フリー整備事業	18,700	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	38,200	〃	〃	〃
総合公園整備事業	13,500	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	13,600	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校耐震補強事業	千円 32,000	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものによ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期間を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。
中学校耐震補強事業	12,400	〃	〃	〃
臨時財政対策債	919,800	〃	〃	〃
計	1,623,500			

平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成22年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,962,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,727,563
	1 国民健康保険税	1,727,563
2 使用料及び手数料		39
	1 手数料	39
3 国庫支出金		2,562,912
	1 国庫負担金	1,536,127
	2 国庫補助金	1,026,785
4 療養給付費等交付金		390,259
	1 療養給付費等交付金	390,259
5 前期高齢者交付金		1,687,991
	1 前期高齢者交付金	1,687,991
6 県支出金		343,035
	1 県負担金	52,060
	2 県補助金	290,975
7 共同事業交付金		827,143
	1 共同事業交付金	827,143
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		410,035
	1 一般会計繰入金	410,034
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		13,022
	1 延滞金加算金及び過料	323
	2 市預金利子	1
	3 療養費等指定公費返還金	1,113

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑入	11,585
歳入	合計	7,962,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		179,797
	1 総務管理費	155,040
	2 徴税費	24,297
	3 運営協議会費	460
2 保険給付費		5,561,548
	1 療養諸費	4,977,665
	2 高額療養費	525,936
	3 出産育児諸費	53,787
	4 葬祭諸費	3,960
	5 移送費	200
3 後期高齢者支援金等		876,994
	1 後期高齢者支援金等	876,994
4 前期高齢者納付金等		1,608
	1 前期高齢者納付金等	1,608
5 老人保健拠出金		12,614
	1 老人保健拠出金	12,614
6 介護納付金		377,380
	1 介護納付金	377,380
7 共同事業拠出金		827,148
	1 共同事業拠出金	827,148
8 保健事業費		85,258
	1 特定健康診査等事業費	71,053
	2 保健事業費	14,205
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1

(単位：千円)

款	項	金額
10 公債費		26,942
	1 公債費	26,942
11 諸支出金		12,210
	1 償還金及び還付加算金	10,407
	2 繰出金	690
	3 療養費等指定公費立替金負担金	1,113
12 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		7,962,000

平成22年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成22年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		124,156
	1 外来収入	121,230
	2 その他検査等収入	2,926
2 使用料及び手数料		6,332
	1 手数料	6,332
3 財産収入		171
	1 財産運用収入	171
4 繰入金		691
	1 基金繰入金	1
	2 特別会計繰入金	690
5 繰越金		3,868
	1 繰越金	3,868
6 諸収入		182
	1 市預金利子	1
	2 雑入	181
歳入	合計	135,400

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		60,578
	1 施設管理費	60,345
	2 研究研修費	233
2 医業費		74,112
	1 医業費	74,112
3 基金積立金		171
	1 基金積立金	171
4 公債費		39
	1 公債費	39
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		135,400

平成22年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成22年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、280,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		67,200
	1 市預金利子	1
	2 雑入	67,199
歳入合計		67,200

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1 運用管理費	5
2 公債費		67,195
	1 公債費	67,195
歳出合計		67,200

平成22年度大和高田市老人保健医療事業特別会計予算

平成22年度大和高田市の老人保健医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		9,005
	1 支払基金交付金	9,005
2 国庫支出金		6,000
	1 国庫負担金	6,000
3 県支出金		1,500
	1 県負担金	1,500
4 繰入金		4,293
	1 一般会計繰入金	4,293
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		20,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,556
	1 総務管理費	2,556
2 医療諸費		18,006
	1 医療諸費	18,006
3 公債費		138
	1 公債費	138
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		20,800

平成22年度大和高田市下水道事業特別会計予算

平成22年度大和高田市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,127,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		345,339
	1 使用料	345,339
2 国庫支出金		285,000
	1 国庫補助金	285,000
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		692,850
	1 一般会計繰入金	692,850
5 諸収入		3,010
	1 市預金利子	10
	2 雑入	3,000
6 市債		800,900
	1 市債	800,900
歳 入 合 計		2,127,100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		932,898
	1 下水道事業費	932,898
2 公債費		1,193,802
	1 公債費	1,193,802
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		2,127,100

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 381,700	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	419,200	〃	〃	〃
計	800,900			

平成22年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成22年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、260,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		42,897
	1 使用料	42,897
2 諸収入		3
	1 市預金利子	3
歳入合計		42,900

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場費		16,029
	1 駐車場費	16,029
2 公債費		26,771
	1 公債費	26,771
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		42,900

平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成22年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,345,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		814,279
	1 介護保険料	814,279
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		950,815
	1 国庫負担金	728,092
	2 国庫補助金	222,723
4 支払基金交付金		1,237,566
	1 支払基金交付金	1,237,566
5 県支出金		619,398
	1 県負担金	605,049
	2 県補助金	14,349
6 財産収入		527
	1 財産運用収入	527
7 繰入金		721,142
	1 一般会計繰入金	675,338
	2 基金繰入金	45,804
8 諸収入		1,371
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 市預金利子	60
	3 雑入	1,301
歳入	合計	4,345,100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		144,841
	1 総務管理費	106,920
	2 徴収費	3,663
	3 介護認定審査会費	33,774
	4 介護保険運営協議会費	484
2 保険給付費		4,101,979
	1 給付諸費	4,101,979
3 地域支援事業費		86,690
	1 介護予防事業費	24,540
	2 包括的支援事業・任意事業費	62,150
4 基金積立金		9,907
	1 基金積立金	9,907
5 公債費		148
	1 公債費	148
6 諸支出金		1,535
	1 償還金及び還付加算金	1,535
歳 出 合 計		4,345,100

平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成22年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ537,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		341,883
	1 後期高齢者医療保険料	341,883
2 繰入金		187,393
	1 一般会計繰入金	187,393
3 諸収入		7,724
	1 市預金利子	60
	2 雑入	7,664
歳入合計		537,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		44,065
	1 総務管理費	42,614
	2 徴収費	1,451
2 後期高齢者医療広域連合負担金		484,898
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	484,898
3 保健事業費		6,865
	1 保健事業費	6,865
4 公債費		72
	1 公債費	72
5 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
6 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		537,000

平成22年度大和高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,400,000m ³
(うち県営水道からの受水量)	7,400,000m ³)
(2) 一日平均配水量	20,274m ³
(3) 平均給水件数	30,624件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水管布設、布設替及び移設工事	348,760千円
ロ. 緊急遮断弁及び流量調整弁設置工事	61,599千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業	収益	2,002,489千円
第1項	営業	収益	2,000,618千円
第2項	営業外	収益	1,596千円
第3項	特別	利益	275千円
		支	出
第1款	水道事業	費用	1,924,533千円
第1項	営業	費用	1,805,565千円
第2項	営業外	費用	103,968千円
第3項	特別	損失	13,000千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 438,121千円は当年度分損益勘定留保資金 226,765千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,789千円及び建設改良積立金 197,567千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	236,624千円
第1項	企 業 債	100,000千円
第2項	負 担 金	136,624千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	674,745千円
第1項	建 設 改 良 費	454,308千円
第2項	企 業 債 償 還 金	218,437千円
第3項	予 備 費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水場管理業務委託	平成23年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
検針及び量水器取替 業務委託	平成23年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
電 算 機 器 賃 借	平成23年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
電 話 機 器 賃 借	平成23年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	100,000千円	証書借入	4.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 257,384千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,247千円と定める。

平成22年度大和高田市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度大和高田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	95,192人	外来患者数	222,102人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	261人	外来患者数	914人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1千円
			設備新設費	1千円
			固定資産購入費	211,220千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	6,648,356千円
第1項 医業収益	6,232,709千円
第2項 附帯事業収益	90,023千円
第3項 医業外収益	315,623千円
第4項 特別利益	10,001千円

支 出

第1款 病院事業費用	6,632,777千円
第1項 医業費用	6,161,760千円
第2項 附帯事業費用	95,984千円
第3項 医業外費用	335,753千円
第4項 特別損失	38,280千円
第5項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 267,537千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	303,429千円
第1項 企業債	210,740千円
第2項 補助金	1千円
第3項 負担金	92,685千円
第4項 固定資産売却代	1千円
第5項 その他資本収入	1千円
第6項 寄付金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	570,966 千円
第1項 建設改良費	211,222 千円
第2項 企業債償還金	231,716 千円
第3項 投資	2 千円
第4項 繰延勘定	127,525 千円
第5項 その他資本支出	1 千円
第6項 予備費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る貸借	平成23年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成23年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	210,740 千円	証書借入	4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、又銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は 3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的収支における各項間の流用
2. 資本的収支における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	3,619,981 千円
2. 交 際 費	400 千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 480,000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、733,550千円と定める。

平成21年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

平成21年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946,167千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,702,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		6,460,000	7,514	6,467,514
	1 地方交付税	6,460,000	7,514	6,467,514
12 使用料及び手数料		721,181	10,400	731,581
	1 使用料	401,613	9,620	411,233
	2 手数料	319,568	780	320,348
13 国庫支出金		3,287,909	202,423	3,490,332
	1 国庫負担金	2,859,180	27,862	2,887,042
	2 国庫補助金	401,515	174,561	576,076
14 県支出金		1,123,174	84,831	1,208,005
	1 県負担金	691,442	85,890	777,332
	2 県補助金	309,059	Δ1,059	308,000
16 寄附金		1,623	641	2,264
	1 寄附金	1,623	641	2,264
18 諸収入		298,421	10,558	308,979
	4 雑入	274,435	10,558	284,993
19 市債		1,913,200	629,800	2,543,000
	1 市債	1,913,200	629,800	2,543,000
歳入合計		22,756,074	946,167	23,702,241

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		230,284	△3,585	226,699
	1 議会費	230,284	△3,585	226,699
2 総務費		2,337,812	492,852	2,830,664
	1 総務管理費	1,753,912	506,071	2,259,983
	2 徴税費	355,030	△9,154	345,876
	3 戸籍住民基本台帳費	118,181	△4,065	114,116
3 民生費		8,513,579	265,904	8,779,483
	1 社会福祉費	3,259,366	243,296	3,502,662
	2 児童福祉費	2,703,298	22,608	2,725,906
4 衛生費		2,530,170	103,132	2,633,302
	1 保健衛生費	891,694	109,769	1,001,463
	2 清掃費	1,638,476	△6,637	1,631,839
6 農林水産業費		133,575	△90	133,485
	1 農業費	133,575	△90	133,485
7 商工費		131,436	△11,000	120,436
	1 商工費	131,436	△11,000	120,436
8 土木費		1,593,051	55,323	1,648,374
	1 土木管理費	109,958	131	110,089
	2 道路橋りょう費	107,042	55,300	162,342
	3 都市計画費	1,208,205	0	1,208,205
	4 住宅費	167,846	△108	167,738
9 消防費		882,410	21,188	903,598
	1 消防費	882,410	21,188	903,598
10 教育費		2,082,927	42,443	2,125,370
	1 教育総務費	285,513	1,788	287,301

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	282,684	23,000	305,684
	3 中学校費	136,909	16,000	152,909
	4 高等学校費	364,961	1,050	366,011
	5 幼稚園費	277,383	1,500	278,883
	6 社会教育費	425,267	△1,400	423,867
	7 保健体育費	310,210	505	310,715
12 公債費		3,512,347	△20,000	3,492,347
	1 公債費	3,512,347	△20,000	3,492,347
歳出	合計	22,756,074	946,167	23,702,241

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	子ども手当電算システム開発事業	7,500
		仮称、高田認定こども園新築事業	17,000
衛生費	保健衛生費	土庫共同浴場解体撤去事業	18,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	9,000
		側溝新設改良事業	46,300
	都市計画費	鉄道駅バリアフリー整備事業	37,500
		中和幹線道路新設改良事業	42,000
消防費	消防費	消防ポンプ自動車整備事業	15,540
		全国瞬時警報システム整備事業	1,896
教育費	教育振興費	留守家庭児童ホーム環境整備事業	1,800
	小学校費	小学校営繕事業	23,000
		小学校耐震補強事業	1,300
	中学校費	中学校営繕事業	16,000
	高等学校費	高等学校営繕事業	1,050
	幼稚園費	幼稚園営繕事業	1,500
	社会教育費	図書館整備事業	2,000

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 609,400	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地開発公社 用地取得事業	千円 228,800	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることができる。	千円 282,200	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることができる。
仮称、高田認定 こども園新築事業	200,800	"	"	"	158,500	"	"	"
清掃運搬施設等 整備事業	5,800	"	"	"	7,800	"	"	"
側溝新設改良事業	22,800	"	"	"	24,100	"	"	"
中和幹線道路 新設改良事業	96,200	"	"	"	97,500	"	"	"
総合公園整備事業	13,500	"	"	"	15,000	"	"	"

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
JR高田駅バリアフリー整備事業	千円 9,300	(借入方法) 普通貸付又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 12,500	(借入方法) 普通貸付又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成21年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成21年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,001,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,796,862	△37,993	1,758,869
	1 国民健康保険税	1,796,862	△37,993	1,758,869
3 国庫支出金		2,964,805	△279,672	2,685,133
	1 国庫負担金	1,808,603	△33,111	1,775,492
	2 国庫補助金	1,156,202	△246,561	909,641
4 療養給付費等交付金		523,021	△105,348	417,673
	1 療養給付費等交付金	523,021	△105,348	417,673
5 前期高齢者交付金		1,308,409	18,763	1,327,172
	1 前期高齢者交付金	1,308,409	18,763	1,327,172
6 県支出金		366,902	△5,842	361,060
	2 県補助金	317,576	△5,842	311,734
9 繰入金		370,500	221,458	591,958
	1 一般会計繰入金	370,499	221,458	591,957
歳入合計		8,190,450	△188,634	8,001,816

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		184,397	△5,077	179,320
	1 総務管理費	149,580	△2,024	147,556
	2 徴税费	34,378	△3,053	31,325
2 保険給付費		5,505,949	△195,000	5,310,949
	1 療養諸費	4,907,352	△195,000	4,712,352
3 後期高齢者支援金等		959,906	△8,375	951,531
	1 後期高齢者支援金等	959,906	△8,375	951,531
5 老人保健拠出金		16,692	△1,763	14,929
	1 老人保健拠出金	16,692	△1,763	14,929
6 介護納付金		352,977	△1,256	351,721
	1 介護納付金	352,977	△1,256	351,721
11 諸支出金		13,715	22,837	36,552
	1 償還金及び還付加算金	8,183	22,837	31,020
歳出合計		8,190,450	△188,634	8,001,816

平成21年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)

平成21年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		289,699	3,041	292,740
	2 雑入	289,698	3,041	292,739
歳入合計		289,699	3,041	292,740

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		73,495	3,041	76,536
	1 公債費	73,495	3,041	76,536
歳出合計		289,699	3,041	292,740

平成21年度大和高田市老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)

平成21年度大和高田市の老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,485千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		30,116	△24,000	6,116
	1 支払基金交付金	30,116	△24,000	6,116
2 国庫支出金		20,190	△16,000	4,190
	1 国庫負担金	20,190	△16,000	4,190
3 県支出金		5,000	△4,000	1,000
	1 県負担金	5,000	△4,000	1,000
4 繰入金		10,305	△4,485	5,820
	1 一般会計繰入金	10,305	△4,485	5,820
歳入合計		67,404	△48,485	18,919

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,972	△485	6,487
	1 総務管理費	6,972	△485	6,487
2 医療諸費		60,121	△48,000	12,121
	1 医療諸費	60,121	△48,000	12,121
歳出合計		67,404	△48,485	18,919

平成21年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成21年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
下水道事業費	下水道事業費	公共下水道事業	251,380

平成21年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成21年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,353千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,167,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		700,284	△5,353	694,931
	1 一般会計繰入金	657,430	△5,353	652,077
歳入合計		4,172,717	△5,353	4,167,364

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		161,309	△5,345	155,964
	1 総務管理費	122,494	△5,345	117,149
3 地域支援事業費		82,889	△8	82,881
	2 包括的支援事業・任意事業費	61,621	△8	61,613
歳出合計		4,172,717	△5,353	4,167,364

平成21年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成21年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,392千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ537,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		349,393	△2,858	346,535
	1 後期高齢者医療保険料	349,393	△2,858	346,535
2 繰入金		185,033	△2,534	182,499
	1 一般会計繰入金	185,033	△2,534	182,499
歳入合計		543,172	△5,392	537,780

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		51,809	△1,892	49,917
	1 総務管理費	50,147	△1,892	48,255
2 後期高齢者医療広域連 合負担金		483,673	△3,500	480,173
	1 後期高齢者医療広域連 合負担金	483,673	△3,500	480,173
歳出合計		543,172	△5,392	537,780

平成21年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第4号)

第1条 平成21年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成21年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	6,588,148千円	40,673千円	6,628,821千円
第1項	医業収益	6,168,769千円	26,834千円	6,195,603千円
第2項	附帯事業収益	93,313千円	△14,913千円	78,400千円
第3項	医業外収益	316,065千円	28,752千円	344,817千円
支 出				
第1款	病院事業費用	6,695,870千円	17,113千円	6,712,983千円
第1項	医業費用	6,204,707千円	1,952千円	6,206,659千円
第3項	医業外費用	346,947千円	15,161千円	362,108千円

第3条 予算第4条本文括弧書中一時借入金で措置する額「226,630千円」を「194,699千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	91,725千円	85,274千円	176,999千円
第2項	補助金	6,481千円	1,083千円	7,564千円
第3項	負担金	85,240千円	84,191千円	169,431千円
支 出				
第1款	資本的支出	318,355千円	53,343千円	371,698千円
第1項	建設改良費	65,279千円	1,083千円	66,362千円
第4項	繰延勘定	1千円	52,260千円	52,261千円

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「427,000千円」を「536,485千円」に改める。

告示第21号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地の1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地の1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

告示第22号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市高田温泉さくら荘
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地の1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市高田温泉さくら荘条例(平成17年条例第25号)第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

告示第24号

平成21年度市民税・県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税グループで保管し、送達を受けるべき者から交

付の申出があればいつでも交付します。

平成22年3月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 納税通知書の発送年月日

平成22年3月10日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成22年3月31日

変更後 平成22年4月31日

3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第25号

ゲートボール広場整備事業費補助金の交付に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

ゲートボール広場整備事業費補助金の交付に関する要綱の一部を改正する告示

ゲートボール広場整備事業費補助金の交付に関する要綱(平成2年告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「要綱」を「告示」に、「大和高田市老人クラブ連合会に加盟している老人クラブ(以下「老人クラブ」という。))に対して、予算の定める」を「又は管理している老人クラブ、自治会その他の団体(以下「団体等」という。))に対し、予算の」に改める。

第2条を次のように改める。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、団体等が補助金を申請する年度内に行う次の各号に掲げる事業とし、その対象経費は当該事業に要した費用の合計額とする。

- (1) ゲートボール広場用地の整備に関する事業
- (2) ゲートボール広場の付帯施設の整備に関する事業
- (3) 用具の補充に関する事業

第3条の見出しを「(補助金の額等)」に改め、同条中「前条に規定する」を「前条の事業に要した」に、「8万円」を「4万円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

第4条中「老人クラブ」を「団体等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 交付申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

第5条第1項中「申請」を「申請書等」に改める。

第6条、第7条、第9条及び第10条中「老人クラブ」を「団体等」に改める。

第11条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号中「申請老人クラブ名」を「団体等名」に、「会長」を「代表者」に改める。

様式第3号中「クラブ」を削る。

様式第5号、様式第6号及び様式第7号中「申請老人クラブ名」を「団体等名」に、「会長」を「代表者」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後のゲートボール広場整備事業費補助金の交付に関する要

網の規定は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

告示第29号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成22年3月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 委託した者

氏 名	住 所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号
森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号
加藤千鶴子	大和高田市永和町6番24号
吉村真規子	大和高田市大字池田481番地21
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

告示第30号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成22年3月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 受託者の住所・氏名

- (1) 大和高田市大字池田418番地の1
社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝
- (2) 大和高田市大字土庫726番地の1
株式会社 文政 代表取締役 虎走 恵介

2 委託した事務の範囲

大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日

告示第31号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成22年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成22年3月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課
2. 縦覧期間 平成22年4月1日から平成22年4月30日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律

第178号)に規定する休日を除く。

告示第33号

大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱の一部を改正する告示

大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱（平成11年告示第153号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「書類とは」を「書類は」に改め、同条第1号中「自動車損害賠償責任保険証明書の写し並びに」及び「写真は、」を削る。

第3条中「事項とは」を「事項は」に改め、同条第1号中「また」を削る。

第4条中「別表第1及び別表第2に定める」を「別表のとおりとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により行政処分を行うときは、市長は、次に掲げる事項を勘案して当該処分の軽減又は加重を行うものとする。

- (1) 生活環境又は処理施設に与えた被害の規模
- (2) 一般社会に与えた影響
- (3) 不正行為の動機
- (4) 違反行為の改善措置の有無

第5条を次のように改める。

（複数違反の場合の取扱い）

第5条 違反が2つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として、処分するものとする。

第6条を次のように改める。

（手続）

第6条 行政処分の手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）、大和高田市行政手続条例（平成10年条例第3号）及び大和高田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年規則第37号）の定めるところによる。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第10条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政処分の基準表

区分	処分理由	根拠条文	関係条文	処分内容			
				違反1回目	違反2回目	違反3回目	違反4回目以降
1	欠格事由に該当したとき。	法第7条の4第1項第1号	法第7条第5項第4号	許可の取消し			
	業務停止処分に違反したとき。	法第7条の4第1	法第7条の3第1				

		項第2号	号				
	不正な手段により許可を受けたとき。	法第7条の4第1項第3号	法第7条第1項、第6項				
	不正な手段により変更の許可を受けたとき。		法第7条の2第1項				
2	排出禁止物を搬入したとき。		条例第20条第1項	停止(30日以上60日以内)	停止(60日以上90日以内)	許可の取消し	
	検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。		法第19条第1項				
3	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行ったとき。	法第7条の4第1項第2号	法第7条第1項、第6項	行政指導又は停止(30日以内)	停止(30日以上60日以内)	停止(60日以上90日以内)	許可の取消し
	業の許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき。						
	改善命令違反をしたとき。						
	措置命令違反をしたとき。	法第19条の4第1項					
	法第7条第1項又は第6項の許可に付した条件に違反したとき。	法第7条の4第2項	法第7条第11項 条例施行規則第14条				
4	一般廃棄物処理基準に違反をしたとき。	法第7条の4第1項第2号	法第7条第13項 法施行令第3条	行政指導又は停止(15日以内)	停止(10日以上30日以内)	停止(30日以上60日以内)	停止(60日以上90日以内)
	事業の廃止若しくは変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。		法第7条の2第3項				
	業の変更許可の規定による申請で、虚偽の申請をしたとき。						
	無許可で事業の範囲を変更したとき。		法第7条の2第1項				
	名義貸し禁止違反をしたとき。		法第7条の5				
5	事業用に供する	法第7条	法第7条	停止(改善に必要な期間)			

	施設又は能力が省令に定める基準に適合しなくなったとき。	の4第2項	第5項第3号 法施行規則第2条の2、第2条の4				
6	帳簿備付け義務、記載義務又は保存義務違反若しくは虚偽記載があったとき。	法第7条の4第1項第2号	法第7条第15項、第16項	行政指導又は停止(3日以内)	停止(3日以上5日以内)	停止(5日以上10日以内)	停止(10日以上30日以内)
	報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。		法第18条				
	前各項に掲げるもののほか、法令又は条例並びに規則に違反した行為のうち、特に処分が必要と認められるとき。	条例第32条第1項第1号					

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱第4条、第5条、第6条及び別表の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた違反行為から適用し、施行日前に行われた違反行為については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際現に改正前の大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱の規定に基づいて処分を受けた者は、改正後の同要綱の相当規定により処分を受けたものとみなす。

告示第34号

大和高田市一般廃棄物の取扱いに係る月払手数料の徴収に関する事務取扱要綱を次のように定める。
平成22年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市一般廃棄物の取扱いに係る月払手数料の徴収に関する事務取扱要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則(平成11年規則第49号。以下「規則」という。)第8条第1項第4号ただし書に規定する手数料(以下「月払手数料」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出等)

第2条 月払手数料の納入をしようとする許可業者は、一般廃棄物月払手数料登録届出書(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

- 市長は、前項の規定による届出があったときは、月払手数料を徴収する者として当該申請者を一般廃棄物月払手数料徴収業者登録台帳(様式第2号)に登録するものとする。

(保証金の額)

第3条 規則第8条第1項第4号ただし書に規定する保証金の額は、前条第2項の規定による登録を受けた許可業者(以下「登録業者」という。)の申請時における搬入許可数量に2を乗じた量に1キログラムにつき13円を乗じた額(1,000円未満は切り上げる。)とする。

2 保証金は、登録の期間中市長が保管し、保管中は保証金に利子を付さない。

3 登録業者は、規則第16条第1項及び第2項の規定により1月当たりの搬入許可数量について増加の変更承認を受けたときは、第1項の規定により保証金の差額分を変更承認を受けた日の翌日から7日以内に納付するものとする。

4 市長は、規則第16条第1項及び第2項の規定により、登録業者が1月当たりの搬入許可数量について減少の変更申請をし、これを承認したときは、保証金の差額分を速やかに返還するものとする。

5 保証金を納付している登録業者が引き続いて許可の更新を受けたときは、既納付の保証金を引き継ぐものとする。ただし、1月当たりの搬入許可数量が変動し、保証金の額に差額が生じた場合は、前2項の規定を準用する。

(月払手数料の納入)

第4条 市長は、毎月5日までに前月分の月払手数料を取りまとめ、登録業者に対し、別に定める請求書及び納入通知書を送付するものとする。

2 登録業者は、毎月の末日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休業日でない日)までに前月分の月払手数料を前項の納入通知書により納入しなければならない。

(登録の取消し等)

第5条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 月払手数料を滞納したとき。

(2) 一般廃棄物の搬入に係る行政指導を受けたとき。

(3) 大和高田市における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可及び行政処分の基準等を定める要綱(平成11年告示第153号)別表に規定する許可取消し又は業務停止の処分を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、登録を取り消した日以後の手数料は、搬入の都度徴収するものとする。

(保証金の返還等)

第6条 市長は、第2条第2項の規定による登録を取り消したとき、又は大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成11年条例第23号。以下「条例」という。)第26条第2項の規定による許可期間が満了したとき又は規則第17条の規定により廃止の届けがあったとき若しくは条例第32条第1項の規定により許可が取り消されたときは、保証金を返還するものとする。ただし、充当すべき手数料があるときは、当該保証金から充当し、残額を速やかに返還するものとする。

2 市長は、登録を取り消した許可業者に保証金の充当後もなお徴収すべき手数料があるときは、当該手数料が完納されるまで、当該業者の搬入を停止することができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される一般廃棄物処理に係る手数料から適用し、施行日前の一般廃棄物処理に係る手数料については、なお従前の例による。
 3 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則第8条第1項第4号ただし書の規定により月払手数料の納入を認められている許可業者は、施行日において第2条第1項の規定による届出があったものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

一般廃棄物月払手数料登録届出書

大和高田市長 殿

一般廃棄物処理手数料を月払の徴収方法により納入したいので、大和高田市一般廃棄物の取扱いに係る月払手数料の徴収に関する事務取扱要綱を遵守することを確約し、届け出ます。

年 月 日

主たる事務所の所在地
 法人の名称
 代表者氏名
 電話番号

印

No.	会社名	代表者名	登録日	保証金の額	備考
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	
			年 月 日	許可数量 k g × 円 = 円	

告示第35号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成22年3月2日、同月4日、同月10日、同月16日、同月23日、同月25日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第64号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における平成22年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第65号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき、平成22年4月以降における本市の公共工事発注の見通しを次のとおり公表します。

平成22年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 公共工事発注の見通し公表書の閲覧所

大和高田市環境建設部契約監理室

2 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 閲覧所の休業日

大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日

告示第66号

大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第21条の2に基づき、平成22年4月以降における本市の特定随意契約に関する発注見通し及び契約締結状況を次のとおり公表します。

平成22年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 特定随意契約に関する発注見通し及び契約締結状況の公表書の閲覧所

大和高田市環境建設部契約監理室

2 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 閲覧所の休業日

大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日

告示第67号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第8条の規定により次の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

平成22年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印の名称	市長印
ひな型番号	10
寸法	20mm
廃止する理由	組織の改編による課名の変更
使用廃止年月日	平成22年4月1日
印影	省略

告示第68号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第8条の規定により次の公印を作成しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

平成22年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印の名称	市長印
ひな型番号	10
寸法	20mm
廃止する理由	組織の改編による課名の変更
使用廃止年月日	平成22年4月1日

印影	省略
----	----

公 告

公告第21号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事（8-2）・給配水管移設工事（G08-2）
2 工事場所	大和高田市大谷地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年3月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年3月5日（金）から平成22年3月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年3月9日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160 (4) 回答期限 平成22年3月12日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年3月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年3月18日(木)午前9時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥5,570,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公告第22号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝三和町地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)
2 工事場所	大和高田市三和町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年3月9日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年3月12日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年3月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年3月18日(木)午前9時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>¥2,980,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

- (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第23号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝春日町1丁目地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)
2 工事場所	大和高田市春日町1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年3月9日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)</p>

	<p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年3月12日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年3月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年3月18日(木)午前9時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>¥3,310,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第24号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市枝市場地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がDであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年3月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1</p>

大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (本庁舎南隣)	
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年3月12日(金)午後5時まで</p> <p>回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年3月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年3月18日(木)午前9時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥3,700,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第25号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝旭北町地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)
2 工事場所	大和高田市旭北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 平成20年8月31日以降の審査基準日で経営事項審査を受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年3月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1</p>

大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (本庁舎南隣)	
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年3月12日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年3月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年3月18日(木)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥1,840,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第26号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	西坊城地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市西坊城地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年3月31日(水)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 平成20年8月31日以降の審査基準日で経営事項審査を受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年3月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1</p>

大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (本庁舎南隣)	
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年3月12日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年3月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年3月18日(木)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥1,360,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第27号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	曾大根1丁目地内交通安全施設等整備工事
2 工事場所	大和高田市曾大根1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 奈良県知事又は国土交通大臣の防水工事業の許可を有する者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年3月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月5日(金)から平成22年3月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年3月12日(金)午後5時まで</p> <p>回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年3月17日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年3月18日(木)午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>¥1,630,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第28号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)第7条の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成22年3月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-66

公告第29号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	藤枝藤森地内管渠工事(24)
2 工事場所	大和高田市藤森地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年8月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月24日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年3月24日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年3月26日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年3月29日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年3月30日(火)午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>¥25,290,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

- (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第30号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	土庫共同浴場解体撤去工事
2 工事場所	大和高田市日之出町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年5月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成22年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録される者であること。 (2) 平成21年度大和高田市格付け等級がA、B又はCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年3月26日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年3月19日(金)から平成22年4月2日(金)

	<p>まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月19日(金)から平成22年4月2日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年4月2日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年4月6日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年4月7日(水)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>¥14,560,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第31号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田保育所解体撤去工事
2 工事場所	大和高田市内本町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年5月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成22年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録される者であること。</p> <p>(2) 平成21年度大和高田市格付け等級がA、B又はCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年3月26日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年3月19日(金)から平成22年4月2日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1</p>

大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)	
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年3月19日(金)から平成22年4月2日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-52-9160</p> <p>(4) 回答期限 平成22年4月2日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年4月6日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年4月7日(水)午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥5,940,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第32号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集

積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第33号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 大和高田市立学校外国人指導助手派遣業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務発注部署 大和高田市教育委員会 学校教育課

2. 参加資格要件

この競争入札に参加することができる者は、本件入札に係る仕様書の交付日、入札日において、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本市において「物品購入等競争入札参加資格(役務の提供業務代行)」登録業者であること。
- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (5) 公立学校において本事業にかかる実績経験が3年以上あること。

3. 仕様書その他提出書類の取得

平成22年3月19日より市のホームページで取得可能です。また、大和高田市教育委員会学校教育課でもお渡しできます。(郵送不可)

4. 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問

- ①質問先 大和高田市 環境建設部 契約監理室
- ②質問期間 平成22年3月19日(金)から3月29日(月)の午前8時30分から午後5時00分までの受信分のみ
- ③質問方法 FAXのみ (0745)52-9160

(2) 質問に対する回答

- ①回答日 平成22年3月30日(火)
- ②回答方法 FAXにて質問者に回答します。

5. 入札参加資格確認申請書提出について

- (1) 受付方法 持参(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- (2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市庁舎(別棟) 契約監理室
- (3) 提出期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月26日(金)の午後5時00分までとする。(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

- (4) 提出書類 入札参加資格審査申請書(別紙様式)により会社名及び上記2(5)に記す3年以上の受託実績を記入の上、受託実績を証する契約書等(受託実績が複数ある場合は、直近のもの2件)の書類を添えて入札参加申込みを行うこと。受託実績については、他様式を用いていただいても結構です。

6. 入札参加資格審査結果通知日

申請書提出日から2日以内に郵送により通知します。(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

7. 入札を執行する場所及び日時等

- (1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市庁舎 3階東会議室
- (2) 入札日時 平成22年4月2日(金)午前11時00分
- (3) 必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書(又はその写し)を提示しなければならない。

8. 入札書の記載

入札金額は、業務1及び業務2の合計額を記載しなければならない。

9. 送付等による入札の可否

郵送、電信その他持参以外のものは認めない。

10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 免除とする。

11. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵送等による入札
- (3) 入札書に入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札のすべて
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

12. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の予定価格以内で最低の価格(入札書記載の金額)をもって入札した業者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。
- (3) 全入札書の中で最低の価格が予定価格を超過した場合は、その場で直ちに1回に限り「再度入札」を行い、予定価格以内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とします。

13. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

14. その他必要な事項

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税等を含む額)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額〔消費税等〕を加算した金額をもって落札価格とする。
- (3) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法(昭

和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。

- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

15. この入札公告に関する担当部署

大和高田市 環境建設部 契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1

TEL 0745-22-1101 (内線 670, 627, 652, 673)

FAX 0745-52-9160

公告第34号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 平成22年度全国学力・学習状況調査の調査採点集計業務
(2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
(3) 業務発注部署 大和高田市 教育委員会 学校教育課

2. 参加資格要件

この競争入札に参加することができる者は、本件入札に係る仕様書の交付日、入札日において、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
(2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
(4) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。

3. 仕様書その他提出書類の取得

平成22年3月19日より市のホームページで取得可能です。また、大和高田市教育委員会学校教育課でもお渡しできます。(郵送不可)

4. 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問

①質問先 大和高田市 環境建設部 契約監理室

②質問期間 平成22年3月19日(金)から3月29日(月)の午前8時30分から午後5時00分までの受信分のみ

③質問方法 FAXのみ (0745)52-9160

(2) 質問に対する回答

①回答日 平成22年3月30日(火)

②回答方法 FAXにて質問者に回答します。

5. 入札参加資格確認申請書提出について

(1) 受付方法 持参(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

(2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1

大和高田市庁舎(別棟) 契約監理室

- (3) 提出期間 平成22年3月19日(金)から平成22年3月26日(金)の午後5時00分までとする。(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
- (4) 提出書類 入札参加資格審査申請書(別紙様式)により会社名及び受託実績を記入の上、受託実績を証する契約書等(受託実績が複数ある場合は、直近のもの2件)の書類を添えて入札参加申込みを行うこと。受託実績については、他様式を用いていただいても結構です。
6. 入札参加資格審査結果通知日
申請書提出日から2日以内に郵送により通知します。(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
7. 入札を執行する場所及び日時等
- (1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市庁舎 別棟2階会議室
- (2) 入札日時 平成22年4月2日(金)午前10時00分
- (3) 必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書(又はその写し)を提示しなければならない。
8. 送付等による入札の可否
郵送、電信その他持参以外のものは認めない。
9. 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 免除とする。
10. 無効入札に関する事項
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵送等による入札
- (3) 入札書に入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札のすべて
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
11. 落札者の決定
- (1) 落札者の決定は、本市の予定価格以内で最低の価格(入札書記載の金額)をもって入札した業者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。
- (3) 全入札書の中で最低の価格が予定価格を超過した場合は、その場で直ちに1回に限り「再度入札」を行い、予定価格以内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とします。
12. 開札結果
落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。
13. その他必要な事項
- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税等を含む額)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額〔消費税等〕を加算した金額をもって落札価格とする。
- (3) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法(昭

和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。

(4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

14. この入札公告に関する担当部署

大和高田市 環境建設部 契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1

TEL 0745-22-1101 (内線 670, 627, 652, 673)

FAX 0745-52-9160

公告第35号

平成22年度春期急性灰白髄炎予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 予防接種の種類 急性灰白髄炎予防接種
2. 予防接種対象者の範囲 生後3月から7歳6月に至るまでの間にある者。ただし、生後18か月に達するまでの期間に2回受けることが望ましい。）
3. 実施日時及び場所

実施月日	場所	校区	実施月日	場所	校区
4月9日	保健センター	浮孔校区	5月10日	保健センター	陵西校区
4月12日	保健センター	片塩校区	5月11日	保健センター	磐園校区
4月13日	保健センター	土庫・浮西校区	5月12日	保健センター	菅原校区
4月14日	保健センター	高田校区	受付時間は、いずれも午後1時30分から午後2時30分まで		

※ 実施日時及び校区は厳守してください。

4. 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不相当者）
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - ※ 接種会場で測定した体温が37.5度を超えた者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者（予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）から一部引用）
5. 予防接種を受けるに際し注意を要する者（予防接種要注意者）
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 過去にけいれんの既往のある者
 - (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(6) 他の生ワクチン(麻しん、風しん、BCG等)の接種を受けた後27日以上経過していない者又は不活性ワクチン(DPT、DT、日本脳炎等)の接種を受けた後6日以上経過していない者

6. 注意事項

- (1) 下痢のある場合は、延期しましょう。
- (2) 大和高田市に住民登録又は外国人登録していない人は、受けられません。
- (3) 当日接種会場で検温、医師による診察及び予診票の記入確認、保護者の方の承諾をしていただきますのでご了承ください。

教育委員会

教育委員会告示第5号

大和高田市かたらい教室設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月8日

大和高田市教育委員会

委員長 松村 宗昭

大和高田市かたらい教室設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市かたらい教室設置要綱(平成6年教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。
第1条中「登校(園)」を「登校」に、「生徒、児童及び園児」を「生徒及び児童」に、「学校(園)」を「学校」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称)

第2条 教室の名称は、かたらい教室とする。

第4条の見出しを「(入室の対象者)」に改め、同条第1項中「対象者」を「入室の対象者」に、「大和高田市立幼稚園、小学校及び中学校」を「大和高田市立小学校及び中学校」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めた場合は、入室を認めることができる。

第6条中「心理相談員及び指導員」を「心理相談員、指導員及び教育アドバイザー」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

(入室の手続)

第7条 入室の手続は、生徒等が在籍している学校の校長が、経過報告書(別記様式)を教育長に提出し、申し出るものとする。

2 教育長は、前項の規定による申出を受け、教室で受け入れられると判断したときは、校長にその旨を連絡する。

(退室の手続)

第8条 教育長は、入室している生徒等が、在籍校に登校できると判断したとき又は教室で対応ができなくなったと判断したときは、校長にその旨を連絡する。

第9条中(見出しを含む。)
「(園)」を削る。

第10条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号を削る。

様式第2号中「指導経過報告書」を「経過報告書」に、「市立 園・小・中学校」を「市立 小・中学校」に、「園児・児童・生徒」を「生徒等」に、「学校が登校拒否(不登校)と判断したときは、いつ頃ですか。」を「学校不適応と判断した時期」に、「年生の」を「年生」に、「ごろ」を「頃」に、「

年度	年		4	5	6	7		9	10	11	12	1	2	3
	年度	授業日数												
年度	年度	欠席日数												
	年度	授業日数												
年度	年度	欠席日数												

」を

「

年度	年		4	5	6	7		9	10	11	12	1	2	3
	年度	授業日数												
年度	年度	欠席日数												

」に、

「登校拒否（不登校）に陥ったとき」を「学校不適応」に、「登校拒否（不登校）に陥った後」を「学校として」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成22年3月18日

大和高田市教育委員会
委員長 松村宗昭

記

日 時 平成22年3月24日（水）午後3時30分

場 所 市役所別棟 教育長室

議 案 第1号 教職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第7号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成22年3月24日

大和高田市教育委員会
委員長 松村宗昭

記

日時 平成22年3月25日(木)午後4時30分
 場所 大和高田市別棟 教育長室
 議案 第1号 行政職員人事について
 第2号 その他

教育委員会規則第8号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成22年3月24日

大和高田市教育委員会
 委員長 松村 宗昭

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を
 次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「要綱」を「告示」に、「教委臨時職員」を「「教委臨時職員」」に改める。

第9条中「要綱」を「告示」に改める。

別表中

「

幼稚園講師	161,096円	7,200円	—
-------	----------	--------	---

を
 」

「

幼稚園講師	161,096円	7,840円	—
-------	----------	--------	---

に改める。
 」

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会告示第9号

大和高田市会計規則第17条の3第1項の規定により、歳入の徴収を委託しましたので告示します。
 平成22年4月1日

大和高田市教育委員会
 委員長 松村 宗昭

- 1 受託者の住所及び氏名
 橿原市醍醐町296番地の1
 アスカ美装株式会社
 代表取締役 森脇信之

- 2 委託した事務の範囲
 大和高田市文化会館における以下の料金徴収事務
 (1) 大和高田市文化会館施設使用料
 (2) 大和高田市文化会館附属設備使用料
 (3) 大和高田市文化会館入場料
 (4) 複写機使用料
 (5) 大和高田市文化会館友の会年会費

- 3 委託した期間
 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第6号

平成22年3月2日現在の**大和高田市**の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

3分の1の数 19,235人
6分の1の数 9,618人
50分の1の数 1,155人

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成22年3月31日(水)午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 平成22年3月31日確定期日における大和高田市農業委員会委員選挙人名簿について
第2号 在外選挙人名簿について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第5項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月31日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

2分の1の数 1,523人

農業委員会

農業委員会告示第4号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成22年3月26日

大和高田市農業委員会
会長 水 井 豊

- 日 時 平成22年4月9日(金)午後3時00分
- 場 所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
第2号 農地法第3条第1項について申請の件(知事許可)

第3号 農地法第5条規定による申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

公営企業

水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成22年4月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

業者名	代表者名	所在地
北川燃料住専店	北川義人	奈良県御所市大字小林41番地
山田設備	山田浩司	奈良県生駒郡平群町西宮2丁目3番27号